

# 会計年度任用職員募集要項

神奈川区総務課統計選挙係業務（日額職）（令和8年1月9日採用）

## ■ 職務内容・応募要件・勤務条件等

職務内容	1 統計事務の補助業務 2 選挙事務の補助業務 3 庶務、労務、経理事務の補助業務 4 その他、所属長が必要と認める業務 ※ その他、大規模災害発生時における災害対応業務を含む（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）
応募要件	1 業務を遂行するにあたり、健康で意欲のある方 2 各種統計調査に関わる職務（調査員・指導員等）経験又は選挙に関わる職務（選挙管理委員会の事務補助等）経験があることが望ましい 3 接客、電話応対等の業務ができる方 4 基本的なパソコン操作（Word 及び Excel を用いた文書の作成や e-mail を用いた連絡文書のやり取り）ができる方 5 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由※に該当しない方
募集人数	1名
任用期間	令和8年1月9日～令和8年3月31日
勤務時間	8時45分～17時15分（休憩時間：原則、12時00分～13時00分）
勤務日	土曜日、日曜日、祝日を除く週5日
勤務場所	神奈川区総務課統計選挙係 (横浜市神奈川区広台太田町3-8 神奈川区役所本館5階504窓口)
給与	時給1,376円 *通勤費用（実費相当額）を別途支給 *公募時点の予定額です。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。
休暇	年次休暇等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入
その他	その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

※ 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事由

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

応募方法等については裏面をご覧ください ➔

## ■ 応募方法

### 1 提出書類

#### (1) 申込書

\*採用された場合、写真は職員証に使用します。

#### (2) 作文

【テーマ】これまでの経験を踏まえ、会計年度任用職員の職務で活かせること

【字数】200字以上、400字以内

### 2 応募締切

#### 令和7年12月1日（月）【必着】

\*窓口持参の場合は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の8時45分から17時までの区役所開庁時間内にご持参ください。

### 3 提出先（郵送または持参）

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所総務課統計選挙係「会計年度任用職員採用」担当

（持参先窓口：神奈川区役所本館5階504窓口）

## ■ 選考について

### 1 選考方法

書類選考

### 2 選考結果通知

郵送で通知します（12月12日（金）頃に発送予定）。

合否に関わらず応募者全員にお知らせします。

\*12月17日（水）を過ぎても通知が届かない場合は、下記の問合せ先までご連絡ください。

## ■ その他

1 提出された書類は一切返却しません。

2 申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、採用を取り消すことがあります。

3 選考に関して横浜市が収集する個人情報は、採用に関する事務以外の目的には使用しません。ただし、採用された方の個人情報は人事情報として使用します。

問合せ先  
神奈川区役所総務課統計選挙係  
担当：米谷 TEL：045-411-7016